

朝霞門視覚障害者誘導標示整備

工事名	朝霞門視覚障害者誘導標示整備	図面番号	1 / 5
種別	表紙	縮尺	NonSca (元図A3)
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

工 事 仕 様 書

- 1 工事件名： 朝霞門視覚障害者誘導標示整備
- 2 工事場所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地
- 3 工事概要： 視覚障害者誘導標示撤去新設 11.49㎡
- 4 工事期間： 契約日～令和5年3月31日（金）
- 5 一般事項： 本工事は本特記仕様書によるほか防衛省整備計画局制定土木工事共通仕様書による。（以下標準仕様書という。）標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それら関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守の規定を優先する。

一 般 共 通 事 項

項 目	細 部
1 協 議	・本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽微な変更	・現場の納まり等により軽微な変更の必要性が生じたときは、監督官と調整し、その指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
3 施工計画書及び施工図	・施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた総合施工計画書を当該工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。 ・施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
4 現場管理	・受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険標示等の処置を行なうこと。
5 施工条件	・施工時間は、平日0830～1715までとする。ただし、設計図書に定めらある場合、あらかじめ監督官に承認を受けた場合は、この限りではない。
6 施工中の安全確保	・工事実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。
7 発 生 材	・受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令等を遵守して建築副産物の適正な処理をし、その結果をマニフェスト等（A、B2、D、E票）の写しを工期内に提出する他、再生資源の活用を図らなければならない。また、金属類の有価物発生材は監督官の指示する場所に集積すること。

共 通 事 項

- 8 後片付け
 - ・工事実施期間中は、工事現場の後片付け及び清掃を行い常に整理整頓に努めること。
- 9 環境への配慮
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷低減できる材料の選定に努める。
 - ・使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮しかつ、石綿を含まないものとする。
- 10 材料の品質等
 - ・使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。
 - ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。また、同等品を使用する場合は監督官の承諾を受けること。
- 11 工事写真
 - ・工事写真は、施工前・施工中・施工後及び施工後隠蔽となる箇所主要な工事段階の工事状況・使用材料・その他監督官の指示するものを国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理し、1部を提出するものとする。
- 12 書類手続
 - ・本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
- 13 立 入
 - ・受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。
 - ・本工事に於いて、外国人建設就労者を工事に従事させる場合は官側により指示された書類を従事開始予定の3週間前までに提出の上、官側の承認を得た後に工事に従事させること。
- 14 秘密厳守
 - ・本工事実施によって知り得た内容に関して漏洩してはならない。
 - ・本仕様書等は、工事関係者以外の複製を禁ずる。
- 15 電気、水の使用
 - ・工事に使用する電気及び水等は受注者にて準備すること。
 - ・やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、受注業者の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。

6 特記事項

特 記 事 項	
項目	細 部
安全管理	工事の安全には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置を講ずる等、安全管理を徹底すること。

次ページへ続く

工事件名	朝霞門視覚障害者誘導標示整備	図面番号	2 / 5
種 別	仕様書（2）	縮 尺	図示 （元図A3）
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

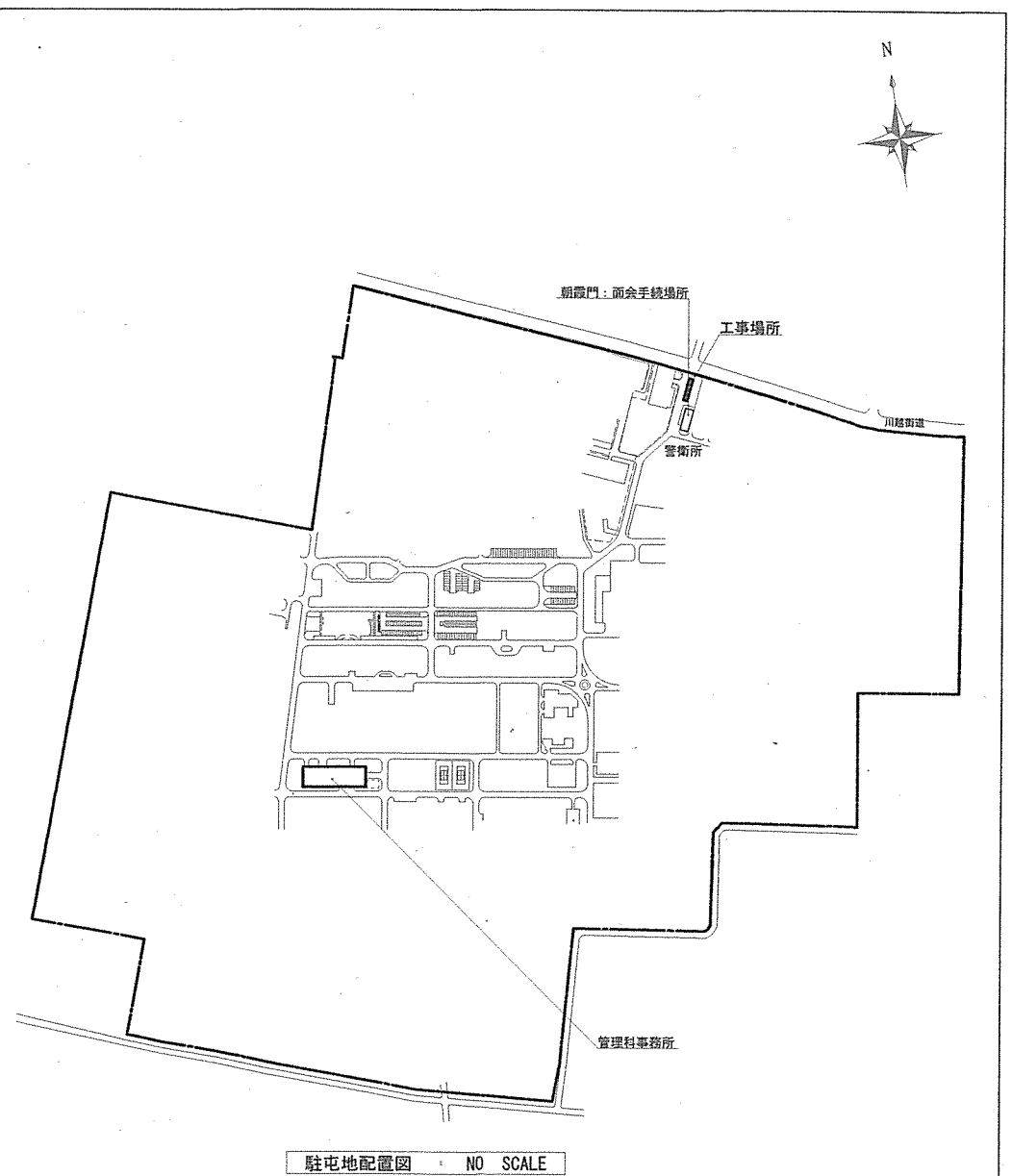
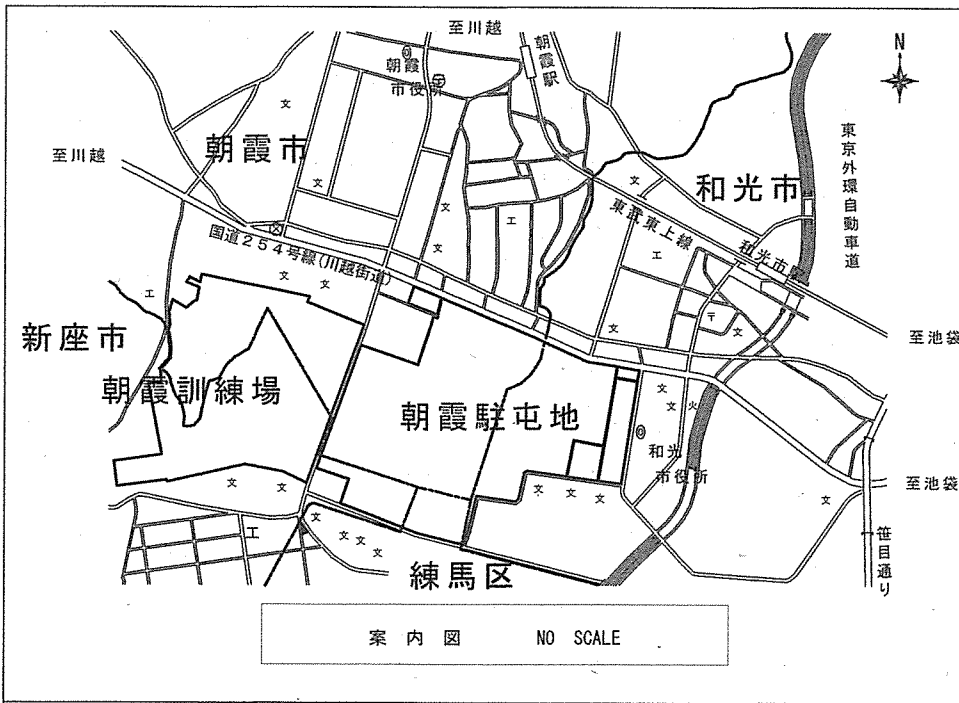
前ページから続き

撤去工事	既存視覚障害者誘導用標示プレートは、ウォータージェット工法により撤去すること。 周囲の安全を十分に確保した状態で行うこと。
区画線	使用する視覚障害者誘導用標示プレートは、JIS T9251の規格品とし、線状アクリル樹脂系とする。 接着剤は、使用する視覚障害者誘導用標示プレートのメーカー指定品とする。
(施工条件)	作業時間は、2100から翌0600までとする。 各日、作業終了後は施工部を含む全域を開放すること。
(提出書類)	提出書類は、下記を基準とし、その他監督官が指示した書類は、遅滞なく提出すること。 ・着工届 3部(様式指定) ・現場代理人届 3部(様式指定) ・工事工程表 3部(様式指定) ・工事日誌 都度1部(様式随意) ・工事打合せ簿 都度1部(様式指定) ・発生材調書 3部(様式指定) ・竣工届 3部(様式指定)

数量

工事項目	規格・寸法	単位	数量	備考
1. 撤去工事				
視覚障害者誘導用標示	300×300 線状プレート	m ²	11.49	運搬、処分共
2. 道路付属施設				
視覚障害者誘導用標示	JIS T9251 線状アクリル樹脂系	m ²	11.49	
3. 仮設				
夜間照明設備		式	1	

工事件名	朝霞門視覚障害者誘導標示整備	図面番号	3 / 5
種別	仕様書(2)	縮尺	図示 (元図A3)
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			



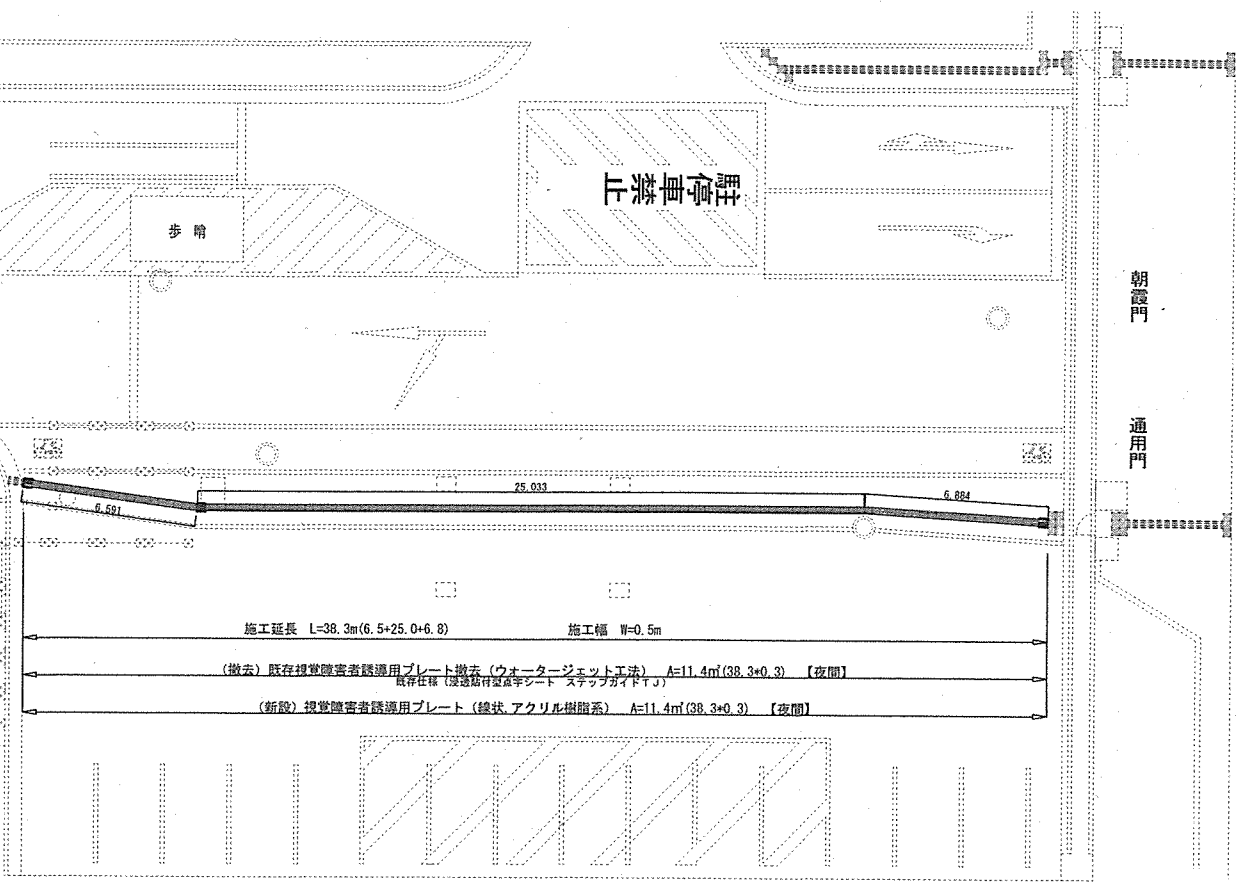
工事名	朝霞門視覚障害者誘導標示整備	図面番号	4 / 5
種別	案内図 駐屯地配置図	縮尺	NonSca (元図A3)
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

朝霞門
通用門

止禁車停車

歩 哨

警衛所



標準平面図 S=1:200

工事名	朝霞門視覚障害者誘導標示整備	図面番号	5 / 5
種別	標準平面図	縮尺	1:200 (元図A3)
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			